

尾道市保育所等従事者支援金に関するQ&A

No.	質問	回答
【対象者について】		
1	支援金の対象者は。	令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に、尾道市内の給付対象施設等で、子どもや保護者と接する状況下において、月4日以上勤務した期間が6か月以上ある者が対象となります。ただし、国や自治体から既に同様の支援金の給付を受けた者は対象外となります。
2	支援金の申請時点においても、給付対象施設等に在籍している必要はあるのか。	令和3年3月1日において、給付対象施設等の業務に継続して従事している必要があります。
3	給付対象施設等には何が含まれるのか。	尾道市内にある認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、認可外保育施設、放課後児童健全育成事業、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設が対象となります。ただし、尾道市立保育所又は尾道市立認定こども園の正規職員を除きます。
4	「利用者である子ども又はその保護者と接する状況」とは。	身体的な接触に限らず、対面、会話、同じ空間で過ごす場合も含まれます。
5	「月4日以上」の考え方は。	対象期間内において、雇用者の異なる複数の給付対象施設等で勤務した場合は、勤務日数を通算しても構いません。
6	1日の考え方は。	1日あたりの勤務時間数は問わず、勤務日数でカウントします。日をまたぐ夜間勤務の場合は2日でカウントしますが、同一日に複数回シフトに入る場合は1日でカウントします。
7	対象者には、正規職員のほか、非正規職員やアルバイトも含まれるのか。	雇用形態による限定はないため、子どもや保護者との接触を伴う業務に従事した者は対象となります。
8	対象者には、事務職員、調理師、運転手なども含まれるのか。	職種による限定はないため、子どもや保護者との接触を伴う業務に従事した者は対象となります。
9	対象者には、業務受託者や派遣労働者なども含まれるのか。	業務受託者や派遣労働者であっても、施設内における勤務内容が給付要件を満たしている場合は対象となります。ただし、対象施設等に出入りしている納品業者やボランティア等は対象外となります。
【支給方法について】		
10	支給方法は。	原則、給付対象施設等から対象者に支給していただきます。ただし、尾道市会計年度任用職員については、申請に基づき、給料等の受取口座に振り込みます。

11	給付対象施設等において、独自に対象者や給付額を変更しても良いか。	給付対象施設等において、対象者及び給付額を変更することはできません。
12	給付対象施設等から対象者への支援金の支払い方法に指定はあるのか。	現金又は口座振込により支払ってください。
13	支援金は課税所得になるのか。また、社会保険料の天引きはできるのか。	支援金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むなど、源泉徴収しないよう注意してください。また、給与ではないため、社会保険料の天引きはできません。
14	業務委託受託者への支援金の支給はどのようになるのか。	給付対象施設等において、業務委託受託者と調整のうえ、給付対象施設等から対象者に直接支払っていただきます。
15	口座振込で支払う場合、振込手数料を差し引いても構わないか。	振込手数料を差し引くとはできませんので、対象者には必ず全額支給してください。
【申請手続きについて】		
16	支援金の申請はどのように行うのか。	現在従事している給付対象施設等において、支援金申請書兼請求書や委任状等を作成し、指定する期日までに、市長あてに申請します。
17	個人で申請することは可能か。	原則、従事している給付対象施設等を通じて申請していただきます。ただし、やむを得ない事情がある場合には、個人申請も可能です。
18	申請時点において、育児休業や休職等により休んでいる場合は対象となるのか。	要件を満たしている場合は、支給対象となります。
19	申請時点において、既に退職している場合はどうするのか。	原則として、勤務していた給付対象施設等から申請していただきます。ただし、給付対象施設等を通じた申請が難しい場合は、勤務していた給付対象施設等における勤務証明など、必要な書類を揃えた上で個人申請してください。
20	複数の給付対象施設等で勤務し、いずれの施設でも要件を満たす場合はどのように申請すればよいか。	原則、現に従事している給付対象施設等を通じて申請してください。
21	誤って重複申請した場合はどうなるのか。	重複申請があった場合は、いずれか一つのみを有効な申請として支給します。